

## 女性活躍推進法に基づく目標行動計画（医療法人重仁会）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づき、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年4月1日～2024年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：結婚、妊娠、出産、育児及び介護などの事由により、女性社員が退職することなく、継続して就労できるよう配慮するとともに、男性社員についても育児参加等を促進する

### <対策>

- 2019年 4月～ 人事担当者が対象者に事前面談することにより、産前産後休暇及び育児・介護休業制度の周知を行う
- 2019年 5月～ 短時間勤務制度の説明及び運用を促進する。（書面等により職員への周知）

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする

### <対策>

- 2019年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 2019年 7月～ 計画的な取得に向けて管理職への教育を行う

目標3：1か月の所定外労働時間30時間未満を目標とする取り組みを行う

### <対策>

- 2019年 3月～ 所定外労働時間の状況を把握する
- 2019年 4月～ 年間を通じて月平均30時間を越えている職員に対して、3か月ごとに改善に向けた話し合いを行う

目標4：女性の非正規雇用労働者から正規雇用労働者への転換を促進する。

<対策>

- 2019年 4月～ 例年実施している正職員転換制度を周知し、1名以上の転換者を出す。

目標5：女性職員が安心して利用できる保育施設の運営

<対策>

- 2019年 4月～ 法人が運営する企業主導型保育事業の空き状況について人事担当者へタイムリーな情報伝達を行う
- 2019年 7月～ 保育園の運営や年間行事についてホームページや広報誌で職員に周知を行う